

平成25年 No.34

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

改正理由

教育研究支援課を研究支援課と学系支援課の2課に発展的に改組するため、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年11月 1 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規則第25号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：教育研究支援課を研究支援課と学系支援課の2課に発展的に改組するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(課)</p> <p>第4条 総務部に、次の4課を置く。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>(2) 人事課</p> <p>(3) 広報連携課</p> <p>(4) 附属学校課</p> <p>[2～3 省略]</p> <p>4 教育研究支援部に、次の<u>4課</u>及び1室を置く。</p> <p>(1) <u>研究支援課</u></p> <p>(2) <u>学系支援課</u></p> <p>(3) <u>学術情報課</u></p> <p>(4) <u>情報基盤課</u></p> <p>(5) <u>大学史資料室事務室</u></p> <p>[省略]</p> <p>(広報連携課)</p> <p>第9条 広報連携課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 広報企画室の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 情報公開に関すること。</p> <p>(5) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(6) 指定統計調査及び報告に関すること</p> <p>(7) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(8) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(課)</p> <p>第4条 総務部に、次の4課を置く。</p> <p>(1) 総務課</p> <p>(2) 人事課</p> <p>(3) 広報連携課</p> <p>(4) 附属学校課</p> <p>[2～3 省略]</p> <p>4 教育研究支援部に、次の<u>3課</u>及び1室を置く。</p> <p>(1) <u>教育研究支援課</u></p> <p>(2) <u>学術情報課</u></p> <p>(3) <u>情報基盤課</u></p> <p>(4) <u>大学史資料室事務室</u></p> <p>[省略]</p> <p>(広報連携課)</p> <p>第9条 広報連携課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 広報企画室の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 情報公開に関すること。</p> <p>(5) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(6) 指定統計調査及び報告に関すること</p> <p>(7) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(8) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p>(9) <u>産業界等との研究協力に関すること。</u></p> <p>(10) <u>知的財産（財産管理に関することを除く。）に関すること。</u></p>

- (9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (10) その他広報連携に関すること。

〔省略〕

(研究支援課)

第19条 研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究支援の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研究助成に関すること。
- (3) 教育実践研究推進本部に関すること。
- (4) 産業界等との研究協力に関すること。
- (5) 知的財産（財産管理に関することは除く。）に関すること。
- (6) 競争的資金等（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (8) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (9) 紀要の出版に関すること。
- (10) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (11) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (12) その他研究支援事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(学系支援課)

第20条 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教員の人事に関すること。
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。
- (3) 教授会等の会議に関すること。
- (4) 学系長等の選挙に関すること。
- (5) 教室構成員に関すること。
- (6) 旅費、公務外出及び謝金の請求事務に関すること。
- (7) 教員の給与・共済組合事務の補助に関すること。
- (8) 放射性同位元素実験施設に関すること。
- (9) 環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、教員養成カリキュラム開発研究センター及び理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）の事業に関すること。
- (10) センターの利用に関すること。
- (11) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

- (11) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (12) その他広報連携に関すること。

〔省略〕

(教育研究支援課)

第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育研究支援の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研究助成に関すること。
- (3) 教育実践研究推進本部に関すること。
- (4) 教員の人事に関すること。
- (5) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関すること。
- (6) 教授会等の会議に関すること。
- (7) 学系長等の選挙に関すること。
- (8) 教室構成員に関すること。
- (9) 旅費、公務外出及び謝金の請求事務に関すること。
- (10) 教員の給与・共済組合事務の補助に関すること。
- (11) その他学系の庶務、会計事務に関すること。
- (12) 放射性同位元素実験施設に関すること。
- (13) 環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、教員養成カリキュラム開発研究センター及び理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）の事業に関すること。
- (14) センターの利用に関すること。
- (15) その他センターの管理・運営に関し必要なこと。
- (16) 競争的資金等（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 科学研究費補助金（経理課の所掌に属するものを除く。）等の応募等に関すること。
- (18) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (19) 紀要の出版に関すること。
- (20) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (21) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (22) その他教育研究支援事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

(12)その他学系等支援事務に関すること。

第21条～第37条

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務部	総務課	総務係
	(省 略)	
	広報連携課	広報企画係 地域連携係
(省 略)		
教育研究支援部	<u>研究支援課</u>	総務係 <u>産学連携係</u> 科学研究費係
	<u>学系支援課</u>	<u>総合教育科学系事務係</u> <u>人文社会科学系事務係</u> <u>自然科学系事務係</u> 芸術・スポーツ科学系事務係 <u>研究センター係</u>
	(省 略)	

第20条～第36条

別表（第6条関係）

総務部	総務課	総務係
	(省 略)	
	広報連携課	広報企画係 地域連携係 <u>産学連携係</u>
(省 略)		
教育研究支援部	<u>教育研究支援課</u>	総務係 <u>総合教育科学系事務係</u> <u>人文社会科学系事務係</u> <u>自然科学系事務係</u> 芸術・スポーツ科学系事務係 <u>研究センター係</u> 科学研究費係
	(省 略)	